

COVID-19 拡大の影響に伴う技術士 CPD 登録の臨時運用対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴い、2020年3月以降、当会や他の学協会の講演会等が相次いで中止や延期となり、「自己学習」以外のCPD機会が減少しています。

この状況を鑑み、技術士のCPD単位の取得への影響を少なくするため、2020年度および2021年度の技術士CPD登録にあつては、下記の臨時運用とすることとしたのでお知らせします。

◆ 技術士CPDガイドライン第3版の「CPDの実施形態」の一部運用変更 → **水色マーキング箇所**

実施形態	内 容	登録コード	CPDWF時間重み係数	CPD時間(計算方法)	CPD時間(上限/件)	CPD時間(上限/年度)
1. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム、見学会等への参加(受講)	<p>日本技術士会、大学、学協会(学術団体、公益法人を含む)、民間団体及び企業が公式に開催するもの</p> <p>注1)CPDの内容として①演題、②講師名(所属)、③要旨、④所見等を記述する(WEB登録の場合、256文字以内) 注2)遠隔地で開催されている講演会を、Webを利用して同時中継の環境※で視聴した場合は、形態「1」で計上できる</p> <p>※1. 同時中継を会場(会議室等)に集合して視聴または個人(自宅等)で視聴する環境を指す。 ※2. オンデマンド形式の講演会の視聴は形態「6-5」で計上する。</p> <p>注3)地域本部等開催する講演会等において、日本技術士会が認定するeラーニングの録画等を利用した場合は、形態「1」で計上できる(日本技術士会が認定するeラーニングの自宅、海外渡航先等での視聴は形態「6-5」(登録コード651)で計上※)</p> <p>※1. COVID-19拡大の影響への臨時対応として、日本技術士会が認定するeラーニングの自宅、海外渡航先等での視聴を形態「1」で計上できることとする。この場合、CPD内容の冒頭に「COVID-19対応」の旨を記載すること。また、形態「6-5」で重複の計上をしないこと。 ※2. 注3)※1の臨時対応は、2020年4月～2022年3月の期間に視聴したものを対象とし、該当するCPD時間の合計は、最大30時間/年度を目安とする。</p> <p>注4)企業内で研修プログラムに基づき開催する技術研修会への参加は形態「3:企業内研修」で計上する 注5)異業種交流会、プライベートな勉強会、展示会等への参加は、形態「6-5」で計上する 注6)講演会等においては、昼食時間等の休憩時間はCPDとして計上しない(主催者が指定するCPD時間若しくは実時間のみ計上する) 注7)総会、懇親会への参加は計上しない(総会等で講演が含まれる場合のみ講演時間を計上する) 注8)資格取得のための受講等は計上せず、取得時に形態「6-1」で計上する(資格更新のための受講は形態「1」で計上できる) 注9)2日以上連続して受講した場合は、1日ごとに分けて計上する 注10)表-1の一般共通課題または技術課題になじまない講演会、見学会参加等は計上しない</p>	100	1	1×H H:受講時間	-	-

～ 中略 ～

6-5 自己学習 他	(1)日本技術士会が認定する eラーニング	651	1	1×H H:履修時間	-	10時間 /年度
	(2)技術士のCPDに値すると判断されるもの ①自己研究(テーマ、内容)、②学協会誌の購読③放送大学等のTV視聴、④日本技術士会が認定していないeラーニング、⑤大学、大学院、職業訓練の受講、⑥技術を通じたNPOやボランティア活動、⑦環境教育活動、⑧展示会への参加、⑨博物館の見学、⑩個人の語学学習、⑪異業種交流会・プライベートな勉強会、⑫公的な審議会の傍聴、⑬技術資格ではないその他の資格の取得(英検等、1資格5時間を上限)など	652	0.5	0.5×H H:履修時間	-	10時間 /年度
注 1)日本技術士会が認定する eラーニングとは、日本技術士会の「Pe-CPD」に収録されている講演会および国立研究開発法人科学技術振興機構の「研究人材のための e-learning」である 注 2)日本技術士会が認定する eラーニングを履修した場合は、CPDの内容として必ず①演題、②講師名(または製作者)、③要旨、④所見等を100文字以上256文字以内で記入する						

日本技術士会が認定する eラーニング の URL

日本技術士会 Pe-CPD <https://www.engineer.or.jp/kai in/password/cpd/pecpd001.php>
 科学技術振興機構 <https://jrecin.jst.go.jp/seek/html/e-learning/index.html>